岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

# 岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

## 岩手県教育委員会規則第5号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

	改正前			改正後	
(室	及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)		
第16条	本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	第	316条	本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及	分掌事務		室及	分掌事務	
び課			び課	刀手事物	
教育	室長の分掌事務		教育		
企画	(1) 教育委員会の人事の調整の総括に関すること。		企画		
室	(2) 教育企画室、スポーツ健康課及び教職員課の分		室		
	掌事務の総括に関すること。				
	企画担当の分掌事務			企画担当の分掌事務	
	(1)~(8) [略]			(1)~(8) [略]	
	(9) 調査及び <u>指定統計</u> その他の統計に関すること。			(9) 調査及び <u>基幹統計</u> その他の統計に関すること。	
	[昭]			(10)~(33) [略]	
	[略]			[略]	
学校	室長の分掌事務		学校		
教育	(1) 教育委員会の人事(教育職員に限る。)の調整		教育		
室	<u>の総括に関すること。</u>		室		
	(2) 学校教育室及び生涯学習文化課の分掌事務の				
	総括に関すること。				
	学校企画担当の分掌事務			学校企画担当の分掌事務	
	(1) [略]			(1) [略]	
	(2) 県立幼稚園の設置、廃止、組織編制及び管理運				
	営に関すること(他室課の所掌に属するものを除く				
	<u>。)。</u>				
	(3) [略]			(2) [略]	
	(4) [略]			(3) [略]	
	(5) [略]			(4) [略]	
	(6) [略]			(5) [略]	
	(7) [略]			(6) [略]	
	(8) [略]			(7) [略]	
				学力・授業力向上担当の分掌事務	
				(1) 児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総	
				括に関すること。	

### 義務教育担当の分掌事務

- (1) <u>県立幼稚園並びに</u>市町村立の幼稚園及び小中 学校(特別支援学級及び通級による指導に係る部分 を除く。<u>第3号から第5号まで</u>において同じ。)に 係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。
- (2) 県立幼稚園の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること(他室課の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導 及び助言に関すること(他室課の所掌に属するもの を除く。)。
- (4) 県立幼稚園並びに市町村立の幼稚園及び小中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること(スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。)
- (5) 県立幼稚園並びに市町村立の幼稚園及び小中 学校の職員の研修に関すること(他室課の所掌に属 するものを除く。)。

(6)~(8) 「略]

[略]

特別支援教育担当の分掌事務

 $(1)\sim(6)$  [略]

<u>(7)</u> [略]

(8) 県立特別支援学校の入学者選抜に関すること。 [略]

高校改革担当の分掌事務

- (1) 県立中学校の開校準備に関すること。
- (2) [略]
- <u>(3)</u> [略]
- (4) [略]
- <u>(5)</u> [略]

[略]

[略]

教職人事給与担当の分掌事務

員課 (1)・(2) [略]

(3) 職員、県費負担教職員(事務職員に限る。)及

(2) 教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。

### 義務教育担当の分掌事務

- (1) 市町村立の幼稚園及び小中学校(特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。)並びに県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。
- (2) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導 及び助言<u>並びに県立中学校の管理運営</u>に関すること(他室課の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中 学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関 する専門的事項の指導に関すること(スポーツ健康 課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。)
- (4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中 学校の職員の研修に関すること(他室課の所掌に属 するものを除く。)。
- (5) 県立中学校の入学者選抜に関すること。
- (6)~(8) [略]

[略]

特別支援教育担当の分掌事務

- $(1)\sim(6)$  [略]
- (7) 県立特別支援学校の入学者選抜に関すること。
- (8) [略]

[略]

高校改革担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- <u>(4)</u> [略]

「略]

[略]

教職 人事給与担当の分掌事務

員課 (1)・(2) [略]

(3) 職員、県費負担教職員(事務職員に限る。)及

び県立学校<u>(県立幼稚園を除く。)</u>の職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の任免に関すること。

(4) 事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及 び職制に関すること。

#### (5) 「略]

- (6) 職員、県費負担教職員(事務職員に限る。)及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の分限及び懲戒に関すること。
- (7) 職員、県費負担教職員(事務職員に限る。)及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の研修に関すること(人事管理に関する研修に限る。)。

(8)~(13) 「略]

「略]

小中学校人事担当の分掌事務

- (1) <u>県立幼稚園の職員及び</u>県費負担教職員(事務職員を除く。)の人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (2) <u>県立幼稚園の職員及び</u>県費負担教職員(事務職員を除く。) の任免に関すること。
- (3) <u>県立幼稚園の職員及び</u>県費負担教職員(事務職員を除く。) の分限及び懲戒に関すること。
- (4) <u>県立幼稚園の職員及び</u>県費負担教職員(事務職員を除く。)の研修に関すること(人事管理に関する研修に限る。)。
- (5) [略]

県立学校人事担当の分掌事務

- (1) 県立学校<u>(県立幼稚園を除く。)</u>の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (2) 県立学校<u>(県立幼稚園を除く。)</u>の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の任免に関すること。
- (3) 県立学校<u>(県立幼稚園を除く。)</u>の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること。
- (4) 県立学校<u>(県立幼稚園を除く。)</u>の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の研修に関

び県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の任免に関すること。

- (4) 事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及 び職制並びに県立学校の職員(事務職員、技術職員 その他の職員に限る。)の定数に関すること。
- (5) [略]
- (6) 職員、県費負担教職員(事務職員に限る。)及 び県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職 員に限る。)の分限及び懲戒に関すること。
- (7) 職員、県費負担教職員(事務職員に限る。)及び県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の研修に関すること(人事管理に関する研修に限る。)。
- (8)~(13) 「略]

「略]

小中学校人事担当の分掌事務

- (1) 県費負担教職員(事務職員を除く。)の人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (2) 県費負担教職員(事務職員を除く。)の任免に 関すること。
- (3) 県費負担教職員(事務職員を除く。)の分限及 び懲戒に関すること。
- (4) 県費負担教職員<u>及び県立中学校の職員</u>(<u>いずれ</u> <u>も</u>事務職員を除く。)の研修に関すること(人事管 理に関する研修に限る。)。
- (5) [略]

県立学校人事担当の分掌事務

- (1) 県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (2) 県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の 職員を除く。)の任免に関すること。
- (3) 県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること。
- (4) 県立学校の職員(<u>県立中学校の職員、</u>事務職員 、技術職員その他の職員を除く。)の研修に関する

すること(人事管理に関する研修に限る。)。

- (5) 県立学校の職員定数に関すること。
- (6) [略]

(分掌事務)

第25条 [略]

- 2 前項各号に掲げるもののほか、盛岡教育事務所においては 次に掲げる事務を処理するものとする。
  - (1) 県立幼稚園の教職員の任免、給与その他の人事事務に 関すること。
  - (2) 県立幼稚園の管理運営の指導及び助言に関すること。
  - (3) 県立幼稚園に係る歳入歳出予算の収入支出及び物品の 管理に関すること。
  - (4) 県立幼稚園の入園者選抜に関すること。

(職及び職務)

掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その 職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区	分	職	職務
本庁	<u>教育</u>	[略]	上司の命を受け、部下の職員を
	<u>企画</u>		指揮監督し、室の事務を掌理する
	<u>室</u>		とともに、教育長に事故があると
			き、又は教育長が欠けたときは、
			その職務を代理する。
	学校	<u>室長</u>	上司の命を受け、部下の職員を
	<u>教育</u>		指揮監督し、室の事務を掌理する
	<u>室</u>		とともに、教育長及び教育企画室
			長に事故があるとき、又は教育長
			及び教育企画室長が欠けたとき
			は、教育長の職務を代理する。
	課	[略]	上司の命を受け、部下の職員を
			指揮監督し、課の事務を掌理する
			とともに、教育長及び室長に事故

こと(人事管理に関する研修に限る。)。

- (5) 県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の 職員を除く。)の定数に関すること。
- (6) [略]

(分掌事務)

第25条 [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に 第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に 掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その 職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区	分	職	職務
		教育次長	教育長を補佐し、上司の命を
			受け、企画及び調整に関する事
			務を掌理するとともに、教育長
			に事故があるとき、又は教育長
			が欠けたときは、教育長があら
			かじめ定める順位により、その
			職務を代理する。
本庁	<u>室</u>	[略]	上司の命を受け、部下の職員を
			指揮監督し、室の事務を掌理する
			0
	課	「叩欠ヿ	トヨの会を受け 郊下の隣号を
	咊	[略]	上司の命を受け、部下の職員を
			指揮監督し、課の事務を掌理する
			0

			があるとき、又は教育長及び室長
			が欠けたときは、第15条に定める
			課の順序により、教育長の職務を
			代理する。
	教育	企画担当課長	[略]
	企画	予算財務担当	
	室	課長	
		学校施設担当	
		<u>課長</u>	
	学校	学校企画担当	[略]
	教育	課長	
	室	義務教育担当	
		<u>課長</u>	
		高校教育担当	
		課長	
		[略]	
		高校改革担当	
		課長	
		[略]	
	生涯	[略]	[略]
	学習	文化財・世界	
	文化	遺産担当課長	
	課		
	[]	略]	
	教職	[略]	[略]
	員課	小中学校人事	
		担当課長	
		県立学校人事	
		担当課長	
[H	佫]		

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分 2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分 に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くも のとし、主幹及び副主幹にあっては事務職員を、技術主幹及 び技術副主幹にあっては技術職員を、その他の職にあっては 事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右 欄に掲げるとおりとする。

区	分	職	職務
[]	略]		
教育		[略]	
事務		主任	[略]

ĺ		
		5.4.5
	企画課長	[略]
企画	予算財務課長	
室		
	学校施設課長	
学校	学校企画課長	[略]
教育		
室	義務教育課長	
	高校教育課長	
	HIMANAMA	
	[略]	
	高校改革課長	
	[略]	
生涯	[略]	[略]
学習	文化財・世界	
文化	遺産課長	
課		
[]	略]	
教職	[略]	[略]
員課	小中学校人事	
	課長	
	県立学校人事	
	課長	
[略]		

に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くも のとし、主幹及び副主幹にあっては事務職員を、技術主幹及 び技術副主幹にあっては技術職員を、その他の職にあっては 事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右 欄に掲げるとおりとする。

区	分	職	職務
[略]			
教育		[略]	
事務		主任	[略]

所		

る職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる 職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりと する。

職員	職	職務
[略]		
事務職員	[略]	
	主任経営指導	[略]
	主事及び経営	
	指導主事	
	[略]	
[略]		

(所掌事務)

ーを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ 。)の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の	所掌事務	
教育機関		
総合教育セ	1~5 [略]	
ンター	6 市町村立の中学校及び県立高等学校の学	
	習指導の指導に関すること。	
	7 [略]	
[略]		

(組織)

、部並びに係及び班を置く。

学校以外の	÷17	To The Darke
教育機関	沿	係及び班
総合教育セ	企画総務部	
ンター	[略]	
[略]		

2 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

[略]

3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の 3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の

所	<u>所付</u>	上司の命を受け、教育事務所
		の特定の事務を処理する。

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げ 3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げ る職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる 職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりと する。

職員	職	職務
[略]		
事務職員	[略]	
	首席経営指導	[略]
	主事、主任経営	
	指導主事及び	
	経営指導主事	
	[略]	
[略]		

(所掌事務)

第41条 学校以外の教育機関(青少年の家及び野外活動センタ 第41条 学校以外の教育機関(青少年の家及び野外活動センタ ーを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ 。)の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の	所掌事務		
教育機関	2,1,1,0		
総合教育セ	1~5 [略]		
ンター	6 市町村立の中学校並びに県立中学校及び		
	県立高等学校の学習指導の指導に関するこ		
	と。		
	7 [略]		
[略]			

(組織)

第42条 学校以外の教育機関に、次の表に掲げるところにより 第42条 学校以外の教育機関に、次の表に掲げるところにより 、部並びに係及び班を置く。

学校以外の		to T vertr
教育機関	部	係及び班
総合教育セ	総務部	
ンター	[略]	
[略]		

2 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 [略]

表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同 表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右 欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職務
事務職	[略]	
員	主任研修主事及び	[略]
	研修主事	
	[略]	
[略]	]	
その他	主任指導主事及び	[略]
の職員	指導主事	
	研修助手	上司の命を受け、研修主事の
		職務を助ける。
	運転技士	[略]
	[略]	

表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右 欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職務	
事務職	[略]		
員	主任研修指導主事	[略]	
	及び <u>研修指導主事</u>		
	[略]		
[略]	[略]		
その他	主任指導主事及び	[略]	
の職員	指導主事		
	運転技士	[略]	
	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。